

規制の事後評価書

法令の名称：覚せい剤原料を指定する政令規制の名称：覚せい剤原料を指定する政令の一部改正（覚せい剤原料の指定）規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止担当部局：厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課評価実施時期：令和7年1月

1 事後評価結果の概要

＜規制の内容＞

・以下の物質を覚せい剤原料として指定するもの。

○3-オキソ-2-フェニルブタンアミド（塩類及びこれらのいずれかを含有するものを含む。）

＜今後の対応＞

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

＜課題の解消・予防の概況＞

おおむね想定どおり

想定を下回るが、対応の変更は不要

想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜遵守費用の概況（新設・拡充のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜行政費用の概況＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）＞

おおむね想定どおり

想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①公共の福祉の増進	事前評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、取締りの対象となることにより、適正な管理及び流通が確保され、治安の維持が図られるとともに、違法な覚醒剤製造による健康被害を防止することで、保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉の増進が図られると考える。
	事後評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定し取締りの対象となったことにより、適正な管理及び流通が確保され、治安の維持が図られたとともに、違法な覚醒剤製造による健康被害を防止することで、保健衛生上の危害を防止し、公共の福祉が増進されたと考えられる。

<負担>

■遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①申請及び保管設備等に要する費用	事前評価時	当該物質を覚醒剤原料に指定した場合、厳重な取扱いが義務づけられることになる。一般的に、新規に覚醒剤原料を取り扱おうとする者には、①各種指定等にかかる申請費用及び事務負担、②保管設備の設備費用等の負担が増加すると考えられる。
	事後評価時	本指定物質のみに関連する申請等について、個別抽出の上で評価することは困難であるが、本物質に関する医療用途や正規用途が確認されていないことから、大幅な負担の増加はなかったと考えられる。

■行政費用

		算出方法と数値
—	事前評価時	
	事後評価時	

■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）

		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	

■その他の負担

・

3 考察

- 新たに覚せい剤原料に指定した物質は、現在の社会情勢に照らしたとしても、保健衛生上の危害が大きいことに変わりなく、国際的に覚せい剤原料相当と認められたものであり、本規制を継続することが妥当である。